

吉野川市議会 B C P

(業務継続計画)

令和3年3月

吉野川市議会

目 次

| | |
|-----------------------|-----------|
| 1 計画策定の目的 | 1 P |
| 2 B C Pが発動する要件 | 1 P |
| 3 吉野川市議会対策会議の設置 | 1 P～2 P |
| 4 市対策本部との連携 | 2 P |
| 5 大規模災害発生時の対応 | 3 P |
| 6 感染症流行時の対応 | 4 P |
| 7 発災時における連絡体制 | 5 P |
| 8 その他留意事項 | 5 P |
| 9 各フェーズごとの行動基準 | 6 P～7 P |
| 10 発災時の体制 | 8 P |
| 様式 1 安否確認票 | 9 P |
| 様式 2 情報提供整理票 | 10 P |
| 様式 3 健康状態確認票（感染症） | 11 P |
| 様式 4 情報収集連絡票（感染症） | 12 P |
| 吉野川市議会災害対策会議の設置に関する要綱 | 13 P～14 P |
| ●吉野川市議会会派別名簿 | 15 P |

1 計画策定の目的

本市において、東日本大震災のような壊滅的な大規模災害が発生したとき、また、大規模感染症が流行したときには、議案の審査が行えず、重要な議案が首長の専決処分による対応となるなど、議会としての役割を果たせないことも考えられる。

本計画は、そのような大規模災害や大規模な感染症が発生した場合においても、議会としての適正な役割を果たし、早期の復旧・復興及び議会機能の回復を目的に、吉野川市議会BCP（以下「BCP」）を策定するものである。

●BCP・・・Business Continuity Plan（業務継続計画）

議会機能を、概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。

2 BCPが発動する要件

- 1) 吉野川市災害対策本部（以下「市対策本部」）において、第3次配備体制がとられた場合、または、本市で震度5強以上の地震が発生したときで、議長が必要と認めるとき。
- 2) 前号のほか、風水害、土砂災害、大規模火災、大規模テロ等が発生したときにおいて、議長が必要と認めるとき。
- 3) 厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生し、市対策本部が設置されたときにおいて、議長が必要と認めるとき。

3 吉野川市議会災害対策会議の設置

BCPが発動したときは、吉野川市議会災害対策会議（以下「対策会議」）を設置し、災害対応に当たる。

なお、BCP発動後においては、本会議や委員会が概ね平常どおり開催できるようになるまで、議会としての取り組みは対策会議に一元化する。

また、感染症流行時にあつては、本会議、委員会その他会議（以下「会議等」）は適切な感染拡大防止策をとった上で開催するが、多数の議員が感染するなど会議等を開催することが不可能な場合は、平常どおり開催できるようになるまで議会としての取り組みは対策会議に一元化する。

1) 対策会議の構成

代 表・・・議 長 副代表・・・副議長

委 員・・・議会運営委員長及び副委員長

会派（2人以上の会派）代表者 各1人

2) 対策会議の基本方針

- ア 対策会議は、市対策本部と適宜情報交換しながら、市災害対策本部が災害対応に専念できるよう最大限の協力・支援を行う。
- イ 市対策本部が災害対応に専念できるよう、緊急の場合を除き、各議員からの災害情報等の提供は、議会事務局を通じて行う。
- ウ 市対策本部からの情報の入手については、議会事務局が情報を提供する。

3) 対策会議の所掌事項

- ア 議員の安否、居所等の確認に関する事。
- イ 本会議・委員会等の開催調整に関する事。
- ウ 議員からの情報を整理し、市対策本部へ提供に関する事。
- エ 市対策本部等への要望・提案等の調整に関する事。
- オ 市対策本部等からの情報を議員に提供すること。
- カ 市対策本部等からの依頼事項に関する事。
- キ 国・県その他の関係機関への要望活動等の調整に関する事。
- ク その他、代表が必要と認める事項に関する事。

4 市対策本部との連携

- 1) 対策会議は、早期の災害復旧・復興に向け、必要に応じて市長と協議する。
- 2) 議員は、緊急の場合を除き、直接、市対策本部に連絡することを控える。
- 3) 議会事務局長は、市対策本部会議に参加する。
- 4) 議会事務局は、市対策本部において第3次配備がとられたときは、BCP発動の有無に関わらず、市対策本部から受けた情報を全議員に伝達する。
- 5) 議会事務局は、大規模感染症が流行し市対策本部が設置されたときは、BCP発動の有無に関わらず、市対策本部から受けた情報を全議員に伝達する。



5 大規模災害発生時の対応

1) 議会としての対応

- ア 本会議又は委員会を開催中のときは、議長又は委員長は会議の休憩又は延会を宣告する。
- イ 議長は、必要に応じ対策会議を置き構成員を招集する。
- ウ 議員及び市対策本部から提供された災害情報等を基に、議会としての当面の対応等について検討・協議する。

2) 議員としての対応

- ア 本会議又は委員会を開催中のとき、自身の安全を確保する行動を取り、議長又は委員長の指示に従い、安全な場所に避難する。
- イ 通信手段の確保に努め、確保した通信手段について議会事務局へ提供する。
- ウ 要救助者の救助活動に協力及び支援する。
- エ 地域における避難所の管理・運営等への支援及び協力、当該地域や避難者からのニーズの把握等に努める。
- オ 得られた災害情報や要望等の事項については、生死に関わるなど緊急性の高いものを除き、議会事務局へ連絡する。
- カ 市対策本部からの情報については、議会事務局から入手する。
- キ 提供した要望事項等について、議員が直接市対策本部へ優先順位の交渉をすることは、救助、復興に混乱を招くことにもなりかねないことから、厳に慎むものとする。
- ク 議会再開の招集に応じられるよう、各議員において準備に取り組む。

3) 議会事務局としての対応

- ア 来庁者の避難誘導並びに被災者の救出及び支援を行う。
- イ 全議員の安否確認を行う。
- ウ 議会棟の被災状況を確認し、被災状況により代替の会議場所を確保する。
- エ 対策会議の開催準備を行う。
- オ 市対策本部から災害情報を収集し、全議員に伝達する。

4) 議長等が出張時又は委員会や会派による視察時の対応

- ア 議長及び視察団責任者（委員長または代表者）は、視察を終了し帰市する。
- イ 議長が出張時のときは、副議長が議長の職務を行う。

6 感染症流行時における対応

感染症が蔓延する非常時においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議会を構成する議員の感染防止が重要になることから、流行段階に応じた対応をとる必要がある。

●流行初期（感染拡大防止策をとれば、会議等を開催することができるとき）

1) 議会としての対応

- ア 会議等は、適切な感染拡大防止策をとったうえで開催する。
- イ 市対策本部と連携し、国・県等の関係機関に対して要望活動等を行う。
- ウ 感染症拡大防止や経済対策等に必要な予算を速やかに審議する。

2) 議員としての対応

- ア 議員及び家族の健康状態を継続的に把握し、事務局へ連絡する。
- イ 議員及び家族が感染者（疑義者含む）となった場合は、速やかに報告する。
※様式3 議員健康状態確認票（感染症）による。
- ウ 市対策本部からの正確な情報を、市民に提供する。
- エ 県外への不要不急の移動については慎重に検討し、帰県後14日間は行動記録を取るなど健康状態の把握に努める。

3) 事務局としての対応

- ア 事務局職員の健康状態を継続的に確認する。
- イ 議員（家族含む）及び事務局職員が感染者となったときは、議会棟の汚染状況を確認し、消毒を行い、会議場所の確保をする。
- ウ 対策会議の開催準備を行う。
- エ 市対策本部からの感染情報等を収集し、全議員に伝達する。

●感染拡大期（感染拡大防止策をとっても会議等を開催することができないとき）

1) 議会としての対応

- ア 議長が対策会議を招集し、会議等を平常どおりに開催できるようになるまで、対策会議が議会の機能を一元化して行う。
- イ 適切な感染拡大防止策をとり、会議等を開催できる目途が立ったときは、議長が判断し対策会議を解散する。

2) 議員としての対応

- ア 議員及び家族の健康状態を継続的に把握し、事務局へ連絡する。
- イ 議員及び家族が感染者（疑義者含む）となったときは、速やかに報告する。
※様式3 議員健康状態確認票（感染症）による。
- ウ 対策会議からの招集があるまでの間、自宅待機するなど自身の感染予防に努める。

3) 事務局としての対応

- ア 感染初期の対応継続。
- イ 対策会議の運営。

7 発災時等における連絡体制

1) 安否確認等

- ア 議員は、自らの安否や連絡先を議会事務局に連絡しなければならない。
※様式1 安否確認票による。
- イ 被災により通信手段が制限されるときは、原則、次の順位にて連絡を行う。
- ウ 通信手段が断絶したときは、避難所等の職員に対して対策会議への伝達を依頼する。

| | | |
|-----|--------------------|---|
| 第1位 | 電話 | 0883 - 22 - 2241（議会事務局） |
| 第2位 | ファクス | 0883 - 22 - 2242（議会事務局） |
| 第3位 | メール | gikai@yoshinogawa.i-tokushima.jp（議会事務局） |
| その他 | ライン等、SNSの活用 | |
| 断絶時 | 口頭による伝達（避難所等の市職員へ） | |

2) 感染症流行時

- ア 感染した議員（家族含む）は、健康状態を継続的に把握し、議会事務局に連絡する。※別紙3 健康状態確認票（感染症）による。

3) 対策会議から議員への情報伝達

- ア 対策会議からの全議員への情報の伝達は、24時間体制で行う。
- イ 通信手段は、電話、ファックス、メールのほか、ライン等のSNSを活用して行う。

8 その他留意事項

- 1) BCP発動時の全ての行動は、人命第一を基本とする。
- 2) BCPに基づいて行動できないことも想定されるが、BCPを基本として、できる限り対処する。
- 3) BCPは、必要に応じて議会運営委員会において、適宜見直しを行う。

9 各フェーズごとの行動指針

1) 第1フェーズ（発災後3時間以内）

開催中の本会議又は委員会に関すること

- ア 休憩又は延会の宣告
- イ 自らの安全を確保しつつ、議長又は委員長の指示に従い避難
- ウ 周辺の要救助者等の救助

議員の安否に関すること

- ア 議員自身に関係するもの（家族、住居など）の安否等の確認
- イ 通信手段の確保
- ウ 議会事務局への安否情報の提供

2) 第2フェーズ（発災後1日以内）

対策会議に関すること

- ア 必要に応じ、対策会議を設置
- イ 議会としての当面の対応等について検討・協議
- ウ 得られた災害情報等の議員への提供

議員の行動に関すること

- ア 地域の要救助者等の救助
- イ 地域の被災情報の把握や避難者のニーズの収集
- ウ 把握・収集した情報（生死に関わる緊急性の高いものを除く）の議会事務局への提供
- エ 地域の避難所における管理・運営への支援及び協力

3) 第3フェーズ（発災後3日以内）

議会再開に関すること

- ア 代表者会又は議会運営委員会を開催し、今後の会議の方針、議案の取扱いについての協議
- イ 議会再開に係る準備

4) 第4フェーズ（発災後2週間以内）

復興等に関すること

- ア 復興等の作業等への支援及び協力

◆各フェーズごとの行動基準

| | 応急対策 活動項目 | 第1フェーズ (3時間以内) | 第2フェーズ (1日以内) | 第3フェーズ (3日以内) | 第4フェーズ (2週間以内) | 第5フェーズ (1ヶ月程度) |
|---|--------------------|--|---|--|-------------------|-------------------|
| 1 | 開会中の本会議又は委員会に関すること | ア 休憩又は延会の宣告 イ 自らの安全を確保しつつ議長又は委員長の指示に従い避難 ウ 周辺の要救助者等の救助 | | | | |
| 2 | 議員の安否に関すること | ア 議員自身に関係するもの(家族、住居など)の安否等の確認 イ 通信手段の確保 ウ 議会事務局への安否情報の提供 | | | | |
| 3 | 対策会議に関すること | | ア 必要に応じ、対策会議を設置 イ 議会としての当面の対応等について検討・協議 ウ 得られた災害情報の議員への提供 | | | |
| 4 | 議員の行動に関すること | | ア 地域の要救護者等の救助 イ 地域の被災情報の把握や避難者のニーズの収集 ウ 把握・収集した情報(生死に関わるなど緊急性の高いものを除く)の議会事務局への提供 エ 地域の避難所における管理・運営への支援及び協力 | | | |
| 5 | 議会再開に関すること | | | ア 代表者会又は議会運営委員会を開催し以後の議会の方針、議案の取扱いについての協議 イ 議会再開に係る準備 | | |
| 6 | 復興等に関すること | | | | ア 復興等の作業等への支援及び協力 | |

